

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年9月4日（金）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債計画の改正について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山中管理官（内23392）

## ○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

## 第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項 に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項 の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 令和2年度地方債計画の第2次改正について

7月豪雨に係る令和2年度予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なこと、コロナ対策のための地方債発行が見込まれることから、「令和2年度地方債計画」を改正することとする。

### 改正額

- ① 7月豪雨に係る災害復旧事業債等（令和2年度予備費に伴うもの）：628億円  
うち財政融資資金で引受：621億円
- ② コロナ対策
- ・ 地方税の減収に対応する減収補填債（9月臨時協分）：60億円
  - ・ 公営企業の減収に対応する特別減収対策企業債：290億円  
うち機構資金で引受：176億円

#### 《改正額の内訳》

項目	改正額
災害復旧事業債	618
補正予算債	10
減収補填債	60
特別減収対策企業債	290
計	978

（単位：億円）

#### 《資金》

資金区分	改正額
財政融資資金	621
地方公共団体金融機構資金	177
民間等資金（銀行等引受）	180
計	978

（単位：億円）

## 令和2年度地方債計画（第2次改正追加額）

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和2年度 計 画 額 (1次改正後) (A)	今回追加額 (B)	令和2年度 計 画 額 (2次改正後)	増 減 率 (B)/(A) × 100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	16,195		16,195	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778		4,778	0.0
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,110		1,110	0.0
4 災 害 復 旧 事 業	1,148	618	1,766	53.8
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327		3,327	0.0
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223		1,223	0.0
(2) 社 会 福 祉 施 設	373		373	0.0
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	639		639	0.0
(4) 一 般 補 助 施 設 等	552		552	0.0
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540		540	0.0
6 一 般 単 独 事 業	26,807		26,807	0.0
(1) 一 般	2,605		2,605	0.0
(2) 地 域 活 性 化	690		690	0.0
(3) 防 災 対 策	871		871	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221		3,221	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200		6,200	0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000		5,000	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320		4,320	0.0
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	3,000		3,000	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900		900	0.0
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,210		5,210	0.0
(1) 辺 地 対 策	510		510	0.0
(2) 過 疎 対 策	4,700		4,700	0.0
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345		345	0.0
9 行 政 改 革 推 進	700		700	0.0
10 調 整	100		100	0.0
計	59,720	618	60,338	1.0
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,570		5,570	0.0
2 工 業 用 水 道 事 業	338		338	0.0
3 交 通 事 業	1,562	71	1,633	4.5
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260		260	0.0
5 港 湾 整 備 事 業	555		555	0.0
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,599	218	3,817	6.1
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	343		343	0.0
8 地 域 開 発 事 業	708		708	0.0
9 下 水 道 事 業	12,383		12,383	0.0
10 観 光 そ の 他 事 業	100	1	101	1.0
計	25,418	290	25,708	1.1
合 計	85,138	908	86,046	1.1

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計 画 額 (1次改正後) (A)	今回追加額 (B)	令和2年度 計 画 額 (2次改正後)	増 減 率 (B)/(A) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		31,398		31,398	0.0
四 退 職 手 当 債		800		800	0.0
五 補 正 予 算 債		265	10	275	3.8
六 減 収 補 填 債		-	60	60	皆増
七 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 247 )	( 2 )	( 249 )	( 0.8 )
総 計		( 247 ) 117,601	( 2 ) 978	( 249 ) 118,579	( 0.8 ) 0.8
内 訳	普 通 会 計 分	93,048	688	93,736	0.7
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,553	290	24,843	1.2
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,658	798	48,456	1.7
財 政 融 資 資 金		29,428	621	30,049	2.1
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,230	177	18,407	1.0
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 247 )	( 2 )	( 249 )	( 0.8 )
民 間 等 資 金		69,943	180	70,123	0.3
市 場 公 募		38,500	-	38,500	0.0
銀 行 等 引 受		31,443	180	31,623	0.6
その他同意等の見込まれる項目					
1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債					
2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債					
3 財政再生団体が発行する再生振替特例債					

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 令和2年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,766	955	811	84.9
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	60,338	59,978	360	0.6
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,633	1,420	213	15.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,817	4,005	△ 188	△ 4.7
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	101	154	△ 53	△ 34.4
計	25,708	26,710	△ 1,002	△ 3.8
合 計	86,046	86,688	△ 642	△ 0.7

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 補正予算債		275	-	275	皆増
六 減収補填債		60	-	60	皆増
七 国の予算等貸付金債		( 249 )	( 281 )	( △ 32 )	( △ 11.4 )
総 計		( 249 ) 118,579	( 281 ) 120,056	( △ 32 ) △ 1,477	( △ 11.4 ) △ 1.2
内 訳	普通会計分	93,736	94,282	△ 546	△ 0.6
	公営企業会計等分	24,843	25,774	△ 931	△ 3.6
資 金 区 分					
公 的 資 金		48,456	47,892	564	1.2
財 政 融 資 資 金		30,049	29,507	542	1.8
地方公共団体金融機構資金		18,407	18,385	22	0.1
( 国の予算等貸付金 )		( 249 )	( 281 )	( △ 32 )	( △ 11.4 )
民 間 等 資 金		70,123	72,164	△ 2,041	△ 2.8
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,623	32,764	△ 1,141	△ 3.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 令和2年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
	水道事業	1	-	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債		( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
総 計		( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
		24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	20	0	0.0
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	8	△ 4	△ 50.0
	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )

## その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。